

# 府中市

## 高齢者補聴器購入費助成事業のご案内

加齢により耳が遠くなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器の購入費を一部助成します。

### 利用対象者

次のすべて該当する方（申請前に、必ずご確認ください）

- 府中市に住民票があり実際に居住している満65歳以上の方
- 前年の合計所得金額が210万円未満の方
  - ・1月から5月までに申請する場合は、前々年の合計所得金額が対象
  - ・合計所得金額は、介護保険料納入通知書(※1)、住民税課税証明書又は住民税非課税証明書、生活保護受給証明書等で必ずご確認ください。
- 耳鼻咽喉科での聴力が両耳とも40デシベル以上、または片耳が70デシベル以上と診断された方
- 聴覚障害による補聴器（補装具購入費）の支給を受けていない方
- 過去5年以内にこの事業の助成を受けていない方

※1 介護保険料納入通知書に記載の合計所得金額は、保険料算出のため控除後の金額が記載されている場合があります。控除されている場合は、控除額10万円を加算した額でご確認ください。

### 助成額

補聴器本体(※)の購入費用の2分の1の額（助成上限額：4万円）

#### ● 注意事項

※助成対象は、管理医療機器である補聴器本体とイヤモールド及び充電器となります。

※補聴器の修理費やメンテナンス費、付属品の購入のみにかかる費用は対象外です。



### その他注意事項

- 申請は、**補聴器本体を購入する前に必ず行ってください。**  
※購入後の申請は、いかなる理由も認められません。
- 事前に、申請者の合計所得金額をご確認ください。
- 申請書の提出は、**2月の最終開庁日（郵送の場合は必着）まで**となります。3月は申請の受付を行いませんので、ご注意ください。
- 申請内容に変更が生じた場合は、**変更届出書の提出が必要です（申請の取下げも同様）。**
- 交付決定を受けてから辞退する場合は、**辞退届出書の提出が必要です。**

《問い合わせ》

府中市福祉保健部高齢者支援課 在宅療養推進担当

電話 042-335-4106（直通）



①ほっとするね 緑の府中

府中市

## 助成までの流れ

**必ず、①から⑥の順に手続きをお願いいたします。**

### ① 申請書類一式の入手

申請書類は市役所の高齢者支援課（おもや1階）、各地域包括支援センター（11か所）、市ホームページにあります。



### ② 受診

申請書、医師意見書を持参し、耳鼻咽喉科（市外も可）を受診。医師に意見書を記入してもらい、検査結果をもらいます。  
※医師意見書の作成料は自己負担となります。  
※助成が受けられなかった場合でも、返金はできません。



### ③ 見積書の作成（概ね1か月）

申請書、医師意見書、「見積書の作成における注意事項」の紙を持参し、販売店（※）で補聴器を調整後、見積書をもらいます。  
※（公財）テクノエイド協会が認定する「認定補聴器専門店」若しくは同協会が認定している「認定補聴器技能者」が在籍している販売店となります。



### ④ 申請書提出・交付決定

**医師意見書作成日から6か月以内に**、申請書、医師意見書（検査結果含む）、前年の合計所得金額が確認できる書類（その年の1月1日時点で府中市に住民票がある方は不要）、販売店の見積書を市に提出。  
内容を確認後、市から申請者に交付決定通知書を郵送します。



### ⑤ 購入

**交付決定通知を受けた後**、見積書を取得した販売店で見積書と同じ内容の補聴器を購入し、納品書と領収書をもらいます。  
※必ず交付決定を受けた年度内に補聴器を購入してください。



### ⑥ 請求と助成金の受取

報告書、請求書、納品書の写し、領収書の写し、振込先の口座情報が確認できるもの（通帳やキャッシュカードの写し等）を市に提出。  
内容確認後、助成金を指定の口座にお振込みします。

